

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
レバノン	国立科学研究評議会考古学研究 する日本国政府とレバノン共和 国政府との間の交換公文	国立科学研究評議会考古学研究機 材整備計画を実施する ために必要な生産物及び役務の購入	72,700千円 H32.9.30まで	H29.3.31 ベイルー トで (同日)	日本側 山口又宏在レバノ ン大使 側 ガッタス・ホ ーリー文化大臣	H29.4.13 142号

- (注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。  
(注2) 贈与の供与期限について定めないものは、-----と記している。  
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。  
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。